

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五条） 抄

（第二十二條關係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（厚生年金基金等の老齡年金給付に関する経過措置） 第二十八條（略）</p> <p>2 前項に規定する老齡厚生年金の受給権者がその受給権を有する解散基金に係る老齡年金給付（厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定により企業年金連合会が同法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員に支給する老齡年金給付をいう。以下この条において同じ。）についての同法附則第十三条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 附則第二十四條第二項の規定は、解散基金に係る老齡年金給付（厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）について準用する。この場合において、附則第二十四條第二項中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（厚生年金基金等の老齡年金給付に関する経過措置） 第二十八條（略）</p> <p>2 前項に規定する老齡厚生年金の受給権者がその受給権を有する解散基金に係る老齡年金給付（厚生年金保険法第百六十二条の三第二項の規定により厚生年金基金連合会が同法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員に支給する老齡年金給付をいう。以下この条において同じ。）についての同法附則第十三条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 附則第二十四條第二項の規定は、解散基金に係る老齡年金給付（厚生年金保険法附則第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）について準用する。この場合において、附則第二十四條第二項中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。</p>